九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

明治初期の溜池鉱害資料

上刎, 忠
直方市史編纂室

https://doi.org/10.15017/13568

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 3, pp.9-13, 1974-05-27. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

明治初期の溜池鉱害資料

上刎　忠

直方市内の旧上新入村にあった通称「明神池」は、隣村の旧知古村の農地用水池として利用されていたが、現在ではその役目を終って埋立てられ、産炭地振興事業によって明神工場団地に変貌している。

この池は周囲の山林よりの集水が少いので、隣村の旧山部村の山間部に集水溝を掘りめぐらし、池の最奥部の山にトンネルをうがって、集水を流入していた。山部のこの地区は近年まで小炭坑が稼業していた所であって、そのため溜池および集水溝の鉱害について、炭坑と農民とが争ってきて、農民側は借区継続出願や借区譲渡出願に際して、坑業差止めなどの歎願を繰り返した。

その事件を「知古記録」（直方市知古麻生シズエ氏所蔵）の中にあるつぎの資料によって知ることができる。紹介する資料は全部で一件の請願書になっていて、最後の明治十九年九月の請願書が本紙であり、他のものは願意を説明するために別紙として添付したものである。しかし各事件ごとの経過を知る便宜上、年月の順に資料を並べ変えた。

なお資料には図面が添付されていたはずであるが、記録の中には一部も残っていなかった。

別紙　一

（朱字）勧第二百七十九号
　　第弐百八十六号

石炭開坑譲渡ニ付願

私儀従来当県下山部村浦山絆ニ側筒谷ニ於テ石炭開坑御免被仰付、去ル明治七年四月工部省許可ヲ受ケ開坑仕居候処、右開坑ニ〆七百坪ヶ所、隣村知古村用水溜池水減ニ候哉、実地検査之上御指図被仰付奉畏り候。則借区免状奉差上候。然ルニ右券状之内側筒谷八百坪ニ御座候処、何等障碍之廉無之候ニ付、当村原田惣平ニ譲渡仕度候間、御書換更ニ券状御下渡被仰付度此段御奉願候也

第六大区一小区山部村弐千三番屋敷居住

農　高田重蔵

明治九年四月十五日

福岡県令　渡　清　殿

副戸長　末永茂世

戸長　増崎正敏

（朱字）第二百八十六号
　　甲第千百廿三号

石炭開坑譲受候ニ付券状書換願

当村高田重蔵儀兼テ石炭開坑仕候側筒谷八百坪、今般示談之上私ヱ譲受候ニ付、券状御書換御下渡被仰付、則詳細同人ヨリ奉願候。此段御聞通被仰付度奉願候也

第六大区一小区山部村四拾六番屋敷居住

農　原田惣平

明治九年四月十五日

福岡県令　渡　清　殿

副戸長　末永茂世

戸長　増崎正敏

前書借区場字浦山去ル七年許可営業致居候処、隣村知古村溜池ニ接近シ、水減ニ関シ耕地養水不都合之由、同村ヨリ届出候間実地為遂検査ヲ候処、相違無之ニ付、其節返上願出候ニ付御聞届相成度。然シ字側筒谷ハ障碍之儀モ無之、原田惣平ニ譲渡申度候。願出券状御書換御下渡ニ相成度候也

福岡県令　渡　清

明治九年四月廿九日

工部卿　伊　藤　博　文　殿

（朱字）

書面願之通聞届、譲受人へ証券下渡候。就ハ字浦山ノ儀ハ坑法第六章第廿七款ニ照シ、廃坑跡危害無之様手当方注意可致候事

明治九年五月十三日

工部卿　伊　藤　博　文　印

前記の内「側筒谷（そばづつたに）」は後に三菱新入第二坑が開坑された所である。また「坑法第六章第廿七款」は「日本坑法」の条文で「坑業ヲ廃セント欲スル者ハ、竪坑ノ口ヲ掩ヒ、又柵囲ヒナスベシ。工部省ヨリ其竪坑ヲ当然ニ堅固ニセシヤ、且坑内ノ営繕完全存在スルヤヲ検査スベシ。若疎漏アラバ工部省ニ於テ是ヲ繕治スベキ費額ノ一倍ヲ徴収スベシ」と定められていた。

つぎは前記の借区場所に近接した他の炭坑の鉱害に対して、同炭坑を止業させた歎願である。

別紙　二

第五区一小区鞍手郡知古村田方養水ノ義ニ付歎願書

一当村田方養水池字浦池一円溜井ニ御座候処、水源ノ場所無之、隣村山部村浦山焔硝倉ト申所山林ノ辺リ〻降雨流水在テ、大造ノ溝仕調、全雨水ヲ仕掛ケ溜水仕立ノ義ニテ、平年不足致シ候儀ニ付、旧藩中当大区勝野村抱ヨリ本川水取之儀、御普請出願再三御見分之上、一旦御許容被仰付候得共、溝筋之費地貢租作徳米弁償難出来候ニ付、御差止ノ義被仰付、就テハ年毎少々照続ニモ養水不足仕、実以テ難渋ノ村柄ニ御座候。然ル処右養水溜井エ仕掛第一之場所、上新入村長浦ト申所エ近頃石炭坑開坑致候段、伝承仕候ニ付同村エ及引合候処、同村農香田賢借区御免許地ノ趣返答有之候得共、右ノ場所ハ旧藩中ニ地焚石ト唱、少々掘方仕候節、養水溝筋大造之破損出来仕ルニ付出願仕候所、即時御指止メ被仰付居申場所ニテ、今般借区御免許之義承知仕居不申、案外ノ仕合ニ御座候。同所之義ハ開坑中土掘崩レ候テハ、果シテ先年之通破損出来可致モ難計、且水気洩落候テハ仕掛溝流水相減シ、復以テ溜井常備減水不足仕、外ニ水所之手段無之、永世之難渋之儀ト村中深ク歎息仕ル事ニ御座候条、御多繁御半何分共多恐御願ニ御座候得共、実地御見分ノ上右借区ノ場所止業之御所分被仰付度、如分下方懇談相調ヒ不申、無余儀奉懇願候間、御憐愍之御詮儀ヲ以テ至急ニ御見分之上御差止メ被仰付度、則チ別紙絵図面相添此段御願申上候間宜敷被仰付度、仍テ奉歎願候也

第五大区一小区知古村百姓惣代　栗　原　新　助　外七名連署

明治十年十一月六日

福岡県令　渡　清　殿

前書之願之通実地御検査之上御指揮相成度候也

第五大区々長　久　野　寂　也

（朱字）

割印　書面願ノ趣聞届候也

明治十年十二月十五日

福岡県印

添　書

知古村養水ノ義ニ付歎願ノ趣一応実地見分仕候処、現場就業之体勢、許可無之耕地ヲモ掘崩シ居候ニ付、右ハ直ニ差止メ申候。別紙図面之ケ所ハ免許ノ地ニハ可有之被考候得共、前願ノ通猥ニ溝地掘方仕居候ニ付、後年養水災害之醸成も難計候条、至急実地御検査被下度候也

第五大区一小区戸長　山　宰　知　致

前記にある坑主香田賢は、児玉音松著「頭領伝」の中に出てくる「春日屋炭坑」の坑主である。

つぎは帆足義方が上新入村来ル見（現在直方市上新入字来る見）に開坑した時、坑口付近が溜池に接近するとともに、仕掛溝にも影響ありとして、制限付の免許を歎願したものである。帆足義方が開坑したこの炭坑が、後に三菱新入第一坑となった。この文書には行政関係の朱書がないので、写か控と思われる。

別紙　三

鞍手郡知古村田方養水ノ義ニ付歎願書

一当村田方養水ノ為、旧来上新入村ト相談シ築立タル一村一ケ所ノ池ニテ誠ニ緊要ノ溜井ニ候。然ニ該溜井水源之場所無之、隣村山部村字浦山ト申所、山林之邊ニ降雨ノ際流水ヲ注入センカ為大造ノ溝ヲ仕調、是迄兎ヤ角水ヲ溜込候得共、本年ノ如ク少シク旱スレバ村方難渋致候処、已前ヨリ間々右近傍ニ於テ石炭借区営業スルモノアルヨリ、降雨吸込追々水不足ニ及ビ、且仕掛溝ハ潰込ノケ所出来シ一村ノ困難不尠候ニ付、右近傍石炭坑ノ義ハ御指止メヲ御願、既ニ差止メニ相成タル事度々ニ御座候。就テハ今般鞍手郡上新入村字来ル見ト申所ニ福岡県平民帆足義方外壱名ニテ石炭借区出願スルニ付、当村ニ故障無之哉之義、本年四月廿七日及示談候得共、右溜池ノ仕掛溝ニ接シタル儀ニ付、追々一村之大患ヲ醸シ可申見込ニ付其邊相願候得共、借区出願ニ相成候由ニ付、右溜池ヨリ百間、仕掛溝ヨリ五十間ヲ相隔御許可相成候様被仰付度、別紙図面相添此段奉歎願候也

鞍手郡知古村人民惣代　吉　永　平　太

明治十四年五月十八日　外二名連署

福岡県令　渡　邊　清　殿

前書之通相違無之候也

鞍手郡知古村外一村

戸長　日　高　与　次　平

つぎは前記借区の継続稼業に対して、その差止めを請願したものである。願意によると前記中の借区は歎願にもかかわらず、帆足義方に免許されている。条件付免許の歎願が処理されなかったため、こんどは全面稼業差止めを請願したものである。この請願書が本事件願書の本紙で、前記の文書は本紙に添付されたものである。請願書の末尾には、福岡県令が「難及詮儀候事」と処置しているが、添付された鞍手郡役所の回達文書によると、明治十四年の条件付歎願の願意どおり「仕掛溝ヨリ借区ヲ平均五十間減区」されている。

本　紙

（朱字）十月十六日　乙第五百十三号
勧第十一号

溜井仕掛溝及溜井養水ノ儀ニ付請願

筑前国鞍手郡知古村平民

寒　竹　儀　三　郎

外弐拾弐名

再拝謹テ請願書ヲ呈スル原因ハ、柳当村ノ如キハ田方養水ノ苦敷土地ニ付、寛文三癸卯年中（一六六三）当郡上新入村地内字長浦ト言フ所ニ於テ、敷地五町歩余ヲ溜池トナシ、堤防其ノ他ノ水取溝筋及山林操貫等、人民不容易資金ヲ費シ初メテ溜池ヲ設ケタリ。実ニ一村一ケ所ノ溜池ニシテ、一村落ノ田数三拾町歩余ノ養水養成スルモノナリ。然ルニ此溜池タル民有地ニシテ、則チ築設ノ際ヨリ代地弁米ヲ以テ当村民地ニ属シタリ。該地ハ周囲ニ高山ナキガ故ニ、当郡山部村ノ内字浦山ト言フ山林ヲ水源トナシ、山下ニ溜井仕掛溝ヲ設ケ、其仕掛水路タルヤ幅平均四尺延長凡弐千五百間余モ有之、就中仕掛溝ノ内長五拾間ハ大造ナル山林ノ土中ヲ操貫キ、其間高サ平均壱丈五尺幅平均九尺ナリ。如斯掘通シ年間水源ニ降雨ノ流水ヲ池ニ溜メ込ミ居リシニ、旧藩中該水路近傍ニ於テ、地焚石ト唱エ炭坑ヲ開キタル者アリシニ、土中掘穿チタル為ニ水路忽チ破壊ヲ生シタルニ付、其旨上申シタレハ直ニ開礦差止メニ相成、其後明治七年中無願開礦セシモノアリシ時モ、其趣願書進達シ即時停止セラレ、又々明治九年四月中当郡山部村高田重蔵ナル者が同村字浦山ニ於テ借区七百坪開礦セシ際、該水路ニ妨害スルニ付差止メ方出願シ、則チ別紙写（別紙一）ノ如ク御差止メニ相成、次ニ明治十年中当郡上新入村香田賢が同村長浦ト言フ右溜池及仕掛溝近接ノ地所ニ於テ、借区ノ許可ヲ得テ炭礦ヲ開キ、多分ノ石炭ヲ掘採致シ居ル折柄、該水路ニ数ケ所ノ破壊所ヲ釀シタルヨリ、該所ニ通水吸込ミ溜井減水セシヲ以テ相驚キ、直チニ歎願シタレハ別紙写（別紙二）ノ通リ御聞届ニ相成、則借区御停止ニテ御引上ケニ相成候ニ付、追々破壊所修繕トシテ年々不少ノ費額ヲ要セリ。既ニ明治十七年ハ操費ノ内ニ損所ヲ生シ通水塞閉ヲナシタルヨリ、大造ナル立テ穴ヲ穿チ修繕ヲ以テ通水セシメ、是則千石炭ヲ掘採シタル響ニ有之候故ニ大ナル費額ヲ要シタリ。然処明治十四年五月中当郡直方町寄留平民帆足義方ハ前記同場所ニ於テ、是レ又別紙写（別紙三）ノ通リ当村ヨリ歎願仕候。上述ノ如ク全ク是迄炭脉ヲ掘穿チタルタメニ水路破壊ノケ所々々ニ流水ヲ吸込ミ、往昔ヨリ村民ノ膏血ヲ絞リ大金ヲ擲チタル溜池及通水路モ終ニハ不用ニ属シ、諸民ノ不幸ヲ極ム実ニ歎息ノ仕合ナル今日ニ至リ、豈図ンヤ右同場所則チ上新入村字来ル見ト言フ民林ニ於テ前記ノ帆足儀方ハ再ヒ借区出願許可ヲ得シ趣、該人義ハ明治十四年中出願ノ際モ当知古村エ大ナル関係情状ノアル事実ヲ了知シナカラ再願ニ際シ一言ノ照会モセス、上新入村一村落ノ承諾上ニテ匿ニ許可ヲ得、先月来開礦着手致シ現今水利整頓中ナリシガ、最早溜池路ニ支障シ、目下破壊舞洞所出来致シ居リ候ニ付、続々開礦ニ随ヒ先年香田賢が掘採シタル空跡ニ溜リシ含有水ヲ忽ク汲取ルニ於テハ、果シテ通水ノ減スルハ無論、破壊ヲ生スル事必然タレバ、将来弥増養水ヲ減シ終ニハ前陳ノ水路及ヒ溜池モ無効ニ属シ保田難成、実以テ農民ノ大事件ニテ、凋弊スル根本其惨状言フ可カラズ。何分共至急実地御検査之上借区開礦御差止メ被成下度、別紙図面相添此段奉請願候也

筑前国鞍手郡知古村七百壱番地平民

寒　竹　儀　三　郎

外弐拾弐名連署

明治十八年九月三十日

福岡県大書記官　渡　辺　清　殿

県令岸良俊介殿代理

前書々通相違無御座ニ付奥印仕候也

直方町外四ヶ村
戸長　占　部　三　折　印

（朱字）
勧第弐百拾七号
書面願之趣難及詮儀候事
明治十九年三月二十三日
福岡県令　安　場　保　和　印

（朱字）勧第百四拾九号
御所願上新入村ニ於テ帆足義方石炭開坑之処、知古村溜池仕掛溝へ妨害之趣ヲ以、坑業差留請願候処、別紙之通指令相成候趣、右仕掛溝ヨリハ借区平均五十間ヲ減区居致候条、知古村人民ヘ右之趣御示相成度、此段及御照会候也
勧　業　科　印
明治十九年三月卅日
戸長　占　部　三　折　殿

なお前記の借区は、明治二十二年に帆足義方より三野村利助、近藤廉平両人に移り、ついで三菱合名会社に移って新入炭坑が開坑するのである。

秀村選三氏　監修
米津三郎氏　校注
中原嘉左右日記
全十二巻（第七巻まで既刊）
A5判　頭注付
特製布クロース上製函入
各巻　四、〇〇〇円（送料別）
〈日本図書館協会選定図書一三四番〉
原本は福岡県文化財指定を受けた北九州小倉の豪商中原嘉左右の日記（慶応四年より明治二十七年迄）。単に北九州地方のみでなく。日本資本主義の黎明期における政治、経済、社会、風俗をヴィヴィッドに物語るものであろう。小倉郷土会の米津氏が長年月を費し解読したもの。
財団法人　西日本文化協会